

令和4年第9回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第3号

令和4年12月14日（水曜日）

議事日程 第3号

令和4年12月14日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 請願第 1号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書
- 日程第 2 請願第 2号 信号機設置に関する請願書
- 日程第 3 陳情第 7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書
- 日程第 4 陳情第 8号 利根商業高校の税理士専門コース新設に関する陳情書
- 日程第 5 議案第90号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について
議案第91号 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第92号 令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第 7 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	小林洋君
13番	高橋市郎君	14番	石坂武君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	教育長	田村義和君
会計課長	原澤右文君	総務課長	桑原孝治君
総合戦略課長	林市治君	税務課長	櫻井正宏君
町民福祉課長	中西紀子君	子育て健康課長	入澤はるみ君
生活水道課長	金子喜一郎君	農林課長	原澤真治郎君
観光商工課長	高野明夫君	地域整備課長	林昇君
学校教育課長	河合博市君	生涯学習課長	丸山浩文君
水上支所長	萩原達也君	新治支所長	合沢衛君

開 会

議 長（石坂 武君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（石坂 武君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。
議事日程第3号により、議事を進めます。

日程第1 請願第1号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書

議 長（石坂 武君） 日程第1、請願第1号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

産業観光生活環境常任委員会委員長茂木法志君。

（産業観光生活環境常任委員長 茂木法志君登壇）

産業観光生活環境常任委員長（茂木法志君） 本委員会に付託されました請願第1号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

請願に対して、担当課より説明の後、直ちに質疑に入りました。

各委員からは、今回の請願の内容について、温泉事業運営委員会は承知をしているのかの問いに対し、この請願のことについて、温泉事業運営委員会の皆さんに聞いてみたが、旅館を経営する1名の方は請願の内容が届いていることは伺っている、そのほかの方は詳しい内容は分かっていないとの回答。

温泉事業運営委員会設置条例の第2条で、運営に関する重要な事項を調査し、または審議して、その意見を答申すると記載されているが、運営委員会の合意は得られていないということでよろしいかの問いに対し、この件については運営委員会で一度も諮ったことがないとの回答。

請願の趣旨のところを高付加価値事業に名乗りを上げている事業者で、猿ヶ京温泉給湯施設を使用されている方は何件あるかの問いに対し、町内で27事業所あるが、猿ヶ京温泉の地区でお風呂を改修するのは1件との回答。

みなかみ町を考える会がどのような会なのか自体が分からない。その分からない団体が提出した請願を、この場で内容まで検討する前段をきちんと踏んで、この条例案を検討す

るだけの価値があるかどうかをまず審査しなければいけない。65件の利用者が賛同しているかどうか把握しないといけない。その順を追っていかないといけないと思う。果たして、この正式な委員会で諮っていいものかと思う。そこから始めてもらいたい問いに対し、紹介議員の鈴木美香議員に説明を求め、みなかみ町を考える会は、みなかみの全域の中から地域の課題を一つずつ解決していこうという趣旨でつくられた団体だと聞いているとの回答。

次に、各委員会から意見として、利用している人の考えがまず大事だと思う。この条例を改正することによって、利益を得る人と不利益を得る人が出てくる。運営委員会というきちんとした組織があるにもかかわらず、そこを飛び越えて出てきて、運営委員会の意向を鑑みないのでは、ここでは検討できないので、不採択すべきだと考えを持っている。利用されている方や運営委員会のメンバーの合意が取れていないと判断できるので、不採択とすべきだと思う。温泉事業運営委員会の方に直接確認をさせていただいた。委員長や委員にも話がなかった。給湯施設の管理に関するものは温泉事業運営委員会に諮らないとできないと聞いているので、不採択すべきだと思う。この請願自体が出されていることを知らないという方がほとんどだったということが一番重要で、上げている本人が受益者の1人だということを考えても不採択でよいと思う等の発言がありました。

以上で質疑を終結し、原案に戻り、採択に対する討論に入り、反対討論、賛成討論はなく討論を終結。採決の結果、請願第1号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書については、全会一致をもって不採択すべきと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（石坂 武君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて請願第1号の質疑を終結いたします。

これより、請願第1号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻り、採択について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書の賛成討論をさせていただきます。

今回提出されている請願は、みなかみ18湯の一つでもあり、三国街道の宿場と関所を含めた歴史と赤谷湖を観光地とする猿ヶ京温泉地区再生への第一歩を望む受湯者からの請願になります。

現行の条例ができたのが、平成17年10月の合併時ではありますが、基になったのが昭和45年から策定されていた条例です。当時は、ダムの建設やスキー場の利用など多くの旅館や民宿がひしめき、温泉の利用料、口数に制限をかけなくてはならないほど猿ヶ京温泉は活気がありました。しかしながら、時代の変化により、現在は民宿・旅館の数が激減し、廃業等により温泉利用の権利の返還により、温泉の活用量、管理業務の収入も減っています。

この請願は、もともと利用できる湧出量を活用し切れないうまま捨てられてしまっている現状であることを3年分のデータを取って確認できたことにより、基準値とされる湯量の数量や法人・個人の利用料金の見直しなど条例改正を求められているものです。

請願内容にありますとおり、今年6月8日、国土交通省の観光庁が観光地の既存観光拠点再生・高付加価値化を推進し、みなかみ町が採択され、現在、町内で多くの事業が進んでいます。展開する中でネックになっている現状を解消し、温泉の受湯者である旅館や民宿が活用しやすい時代に合った条例に改正することにより、猿ヶ京温泉の活性化につながるものと思います。

資料提出されている条例案は、現在の条例を基につくられておりますが、これは改正の一助としての案として出されたものです。

まず、湯量の口数制限と基準値の見直しにより、近年の原油高による光熱費の削減を図り脱炭素社会の役割を果たすこと、これは無制限というわけではなく、そのための2項も書いてあります。また、給湯権利の一括納入を分割することにより、民宿や旅館、個人宅の売買を円滑に進めやすくし、空き家対策、継承・担い手の参入のハードルを下げ、活気ある地域の再生を願うものです。

現在は、猿ヶ京にありながら、温泉付物件として販売できず条件付物件となり、銀行の担保にもなりません。ハードルが高いことにより、地域物件の魅力発信、つまり温泉付住宅などとうたえず、売買の活性につながらず、空き家が増えていく一途をたどっている現状があります。

以前は相続の名義変更に10万円かかっていたところ、5,000円にした途端、本来の名義に整える人が多くなったと聞いています。これから少子高齢化で、権利継承より手放す人が多くいる中、権利金の扱いも考えるべき時期になっているのではないのでしょうか。

さらに、1口毎分5リットル、基準量40立方メートルですが、計算すると一月で216トンになるはずで、全ての口数と湯量に基準量が合っておりません。吐出量を鑑みた基準量の引上げにより、今、高騰化しているボイラーの燃料費を抑え、経費の削減と脱炭素社会の取組をしていく必要があります。これは、国や県も大きな政策として、かじを切っているのはご存じだと思います。

過去の実証実験により、基準量を超えた分の超過使用料金を2,000円から300円にしても、この地域の協力により温泉の不足による停止はなかったと、今年9月の定例会で指定管理者より決算報告の際、話がなされています。

逆に、個人宅ですと、1口で40トン要らないという方の声も聞きます。半分でよいから使用料を半額にしてほしいとの声です。受湯者は、お風呂に最低、毎月1万3,200

円払っている現状です。上下水道合わせて、家庭で使う水に毎月平均1万5,000円以上支払うというのは、今の時代においてあまりにきついことだとは思いませんか。

みなかみ町の水道は、10トンまでの基本料金1,100円、1トン超えるごとに110円です。下水道は、10トンの基本料金は1,200円、1トンごとの超過は125円です。猿ヶ京温泉に住み、町営温泉を使っている皆さんが厳しいと声を上げている現状がここにあるのです。

改正案にあるとおり、法人と個人で基本料金を分ける、これは条例改正すべき案件だと思います。メーター使用料についても、同じ使用なのに使用口数で金額が変わるのもおかしいです。2口の方が3口になったときに、メーターは変わらないのに金額が変わるのはなぜか分からないとおっしゃってありました。

ほかにも、検針を2か月または3か月毎取ることにより、法人は安定した経営を続けることができます。時期やタイミングによる毎月の温泉に係る経費の支払いの幅をできる限りなくし、将来につなぐ安定した経営となるのです。

このように、幾つかの点で見直しが必要ではないかと私は思うのですが、皆さんはいかがでしょうか。

委員長報告でもありました、通すべき地域の組織として名前が挙がりましたみなかみ町温泉事業運営委員会は、ご発言がありました審議委員会と同じ組織と地域の方が開くものと確認させていただきました。また、運営委員会とされた構成員の7名委員のうち3名は、猿ヶ京に住んでいないみなかみ町議会議員です。地域の方ではありません。

地域に住む運営委員の4名全員から、この請願、条例改正案に賛同する捺印を頂いており、受湯者のうち、別荘として使っている方や個人の方などお会いするタイミングが合わなかった方を除いた半数以上、運営委員会の4人を含め、65件中34件の方の署名捺印がここにあります。

産観の委員会では、請願の紹介議員として、地域の方からも猿ヶ京の魅力発信のため、もっとお湯を使いたいというお声をいただいていますと申しましたが、力不足で伝わりませんでした。委員会で委員の皆様がご審議いただいた時点では、確かに情報が行き届かなかったのかもしれませんが。

請願者のみなかみ町を考える会が町内に住む地域課題を考えていこうとする会であること、うち受益者が3名という説明と、審議委員会と運営委員会の合意確認ができていないということで不採択というご判断をされた委員の皆様含め、ご判断いただきたいと思えます。ぎりぎりまで集めたこの半数以上の署名が、地域の総意だということの証明になりませんか。

今聞いていただいた幾つかの改正、全部でなくて構わないのです。昔ながらの条例を今の時代に合わせ、猿ヶ京に住む皆様が使いやすいものにすることが大事なのではないでしょうか。時代に合わせた条例改正の必要があるか、このまま改正せず、この先何の手だてもせず、猿ヶ京温泉衰退の危機にさらされるかの判断になります。

採択していただけたら、みなかみ町議会が今回、猿ヶ京温泉地域の活路を願っている意思表示にもなるのです。今でなくても、いずれ変えるべきなら、今ご賛同いただき

たいのです。変えるべきところ、課題を地域の皆様と話し合うことを行政に投げかけることに、議員の皆様もぜひご賛同していただきたくお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） 請願第1号に対し、原案に戻り、採択に反対の立場で討論を行います。

先ほど委員長報告にありましたとおり、本請願は猿ヶ京温泉の給湯施設を利用される方々の合意が得られているか不明であり、さらに、温泉事業運営委員会への諮問もなされていないと考えております。そして、そのことについて、請願紹介議員のほうから説明、確認もできませんでした。

ポイントとしては2つです。利用者に対する説明及び合意が確認できていない。2つ、温泉事業運営委員会への諮問も行われていなかった。

以上の理由から、本請願を採択することに反対いたします。議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論いたします。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

7番鈴木君、追加ということね。

はい、どうぞ。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 改めて追加で、賛成の立場で申し上げさせていただきたいと思います。

審議委員会というのが、運営委員会を含め、地域の方とのお話というふうになっております。審議委員会という形であるかどうかは分かりませんが、過去に猿ヶ京温泉町営温泉事業改善計画案説明会というものが開かれた経緯がございます。

こちらに地域の方から、受湯者の方からのご意見、またその中で、現状の条例に対する改正を求める声をいただいていることを申し付け加えさせていただきまして、賛成の立場で討論を申し上げます。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻り、採択について採決いたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（石坂 武君） 起立少数であります。

よって、請願第1号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理事業の条例改正に関する請願書は不採択とすることに決定されました。

日程第2 請願第2号 信号機設置に関する請願書

議長（石坂 武君） 日程第2、請願第2号、信号機設置に関する請願書を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長牧田直己君。

（総務文教厚生常任委員長 牧田直己君登壇）

総務文教厚生常任委員長（牧田直己君） 総務文教厚生常任委員会に付託されました請願第2号、信号機設置に関する請願書について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、森議員より本請願について、紹介議員として附帯説明の申出がありましたので、これを許可し、本請願が出された理由について説明がありました。

その内容として、9月に行われた町組区会において区議会議員から要望があり、地元の声ということで紹介議員という立場を取った。一定の時間帯において非常に交通量が多く、そして通学者も多い。今年4月に開通されてから数件の事故も起こっており、一刻も早く信号機の設置が必要ということで請願に至ったとのことでした。

また、警察庁の信号機設置の指針には、信号機の区間が150メートル必要とあるため、警察の意見として、信号機の設置のためには利根商下の信号機を撤去する必要があるとのことですが、町組区としては、利根商下の信号機の撤去はせずに、その信号機は残したまま、新たに要望箇所へ信号機の設置を要望するものである。安心・安全な登校をしてもらうことが非常に重要であるとの考えを述べ、紹介議員に至った理由を説明しておりました。

紹介議員としての附帯説明後、担当課より説明があり、各委員より質問に入り、その意見として、既に数件の事故が起こっており、請願書が提出された後も事故が起きている。この先、死亡事故など大きな事故が起こる前に信号機の設置は必要であるとする。また、特例でも対応できると思われるので、その辺も加味した中で、ぜひとも採択で進めていこうと思う。現在、利根商下の信号機は歩車分離式なので、これを踏まえ、同じような連動式を検討していただき、採択すべきと思う。開通して半年たつが数件事故がある。保護者からも心配の声が上がっているし、設置をお願いをしたい等の意見が出され、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって採択すべきと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（石坂 武君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて請願第2号の質疑を終結いたします。

これより、請願第2号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。

まず、採択について、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

11番森君。

（11番 森 健治君登壇）

11番（森 健治君） 請願第2号、信号機設置に関する請願書について、賛成の立場から討論いたします。

本請願は、交通事故の未然防止及び安心・安全な通学路の確保を目的として、区議会の総意として提出されたものであります。

当該場所は、一定の時間帯において非常に交通量が多く、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒たちが通学路として利用されているところであります。今年4月の開通以来、数件の交通事故が発生しており、今後さらなる交通量の増加により、人身など大事故が懸念される最悪の事態を憂慮せざるを得ない状況にあると考えております。

開通前から、当局が警察と信号機設置の協議を重ねてまいりましたが、残念ながらよい意見が得られないままとなっており、警察の意見には、信号機の区間が150メートル以上ないため、この場所に信号機を設置するには利根商下の信号機を撤去する必要があるということであります。しかしながら、利根商下の信号機は、2つの県道が交差し、路線バスの運行路となっているため交通量が多く、当然ながら児童・生徒、区民の安全な横断手段となっていることから、安心・安全な環境整備のためにも信号機撤去はあり得ないとし、新たに信号機の設置を要望するというものであります。

先ほど触れました警察庁の信号機設置の指針には、ただし書に、信号機を誤認するおそれなく交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合、この限りではないと書かれており、また、小学校、幼稚園などの交通安全を確保する必要がある場合とも書かれております。

現在、地域ボランティアによる登下校時の見守り活動を行っていただいておりますが、先ほどのとおり、交通量の増加、交通事故の多発などにより歩行者安全確保が難しくなってくるのが考えられ、児童・生徒、そしてドライバーが安心できる道路の環境づくりを進めていくためにも、この請願の趣旨を受け止めていただきたいと考えております。

議員各位におかれましても賛同いただきますよう申し述べ、賛成討論といたします。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

請願第2号、信号機の設置に関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号、信号機設置に関する請願書は採択することに決定されました。

日程第3 陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書

議長（石坂 武君） 日程第3、陳情第7号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長牧田直己君。

（総務文教厚生常任委員長 牧田直己君登壇）

総務文教厚生常任委員長（牧田直己君） 総務文教厚生常任委員会に付託されました陳情第7号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

最初に、担当課より陳情趣旨の説明を受けた後、直ちに質疑に入り、各委員からの意見として、陳情書に書かれていることについては、既に国において対策・検討がほとんどなされている。指針内容から不採択する案件ではないが、国も努力していることから意見書を提出するほどではない。全体をまとめると財政的な内容で、全ては税金で賄われるため、税金が上がると国民も大変である。しかし、医療・介護現場がいい方向へ向かうことはいいことであるため、趣旨採択が妥当である等の意見が出され、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（石坂 武君） 委員長の審査経過報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第7号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて陳情第7号の質疑を終結いたします。

これより、陳情第7号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択すべきものであります。

まず、趣旨採択について、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて陳情第7号の討論を終結いたします。

陳情第7号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択すべきものであります。

本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書は趣旨採択することに決定されました。

日程第4 陳情第8号 利根商業高校の税理士専門コース新設に関する陳情書

議長（石坂 武君） 日程第4、陳情第8号、利根商業高校の税理士専門コース新設に関する陳情書を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長牧田直己君。

（総務文教厚生常任委員長 牧田直己君登壇）

総務文教厚生常任委員長（牧田直己君） 総務文教厚生常任委員会に付託されました陳情第8号、利根商業高校の税理士専門コース新設に関する陳情書についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

最初に、担当課より陳情趣旨の説明がありました。その中で、この陳情内容は利根商業高校についてのことなので、みなかみ町及びみなかみ町議会の権限に属さないものであると説明を受けました。陳情者が該当陳情書を提出した理由について、町の予算書及び決算書に当該高校の費用が計上されているので、町へ提出できると理解されているとのことでした。

確かに令和4年度予算を見ると、10款教育費に高等学校総務費負担金補助及び交付金に4億2,617万4,000円の計上があるが、この予算は一部事務組合としてかかる経費分も含め、構成市町村に算入されるため、利根商業高等学校へ交付金を交付するための予算項目であります。また、新課設置の事務は、いずれの課も担当はしておりません。議会が請願・陳情を取り扱うときは、所管の対象ではないものは受理する必要はないが、会議規則に規定している要件を満たしているのであれば、請願・陳情として受理し、該当するかどうか議会にて審議していただくこととなるとの説明を受けた後、直ちに質疑に入りました。

各委員からの意見として、利根商に教育委員会があるのですから、そこで検討すべきではないか。陳情趣旨や陳情事項をこの場で協議する以前の部分であるため、不採択やむなし。町にある高校、利根商業高校の魅力あるコースを考えていただいた部分があるので、内容的には将来的にもその方向もあり得る。ここで審議する内容ではないため、残念ながら不採択が妥当等の意見が出され、以上で質疑を終結いたしました。

不採択の意見が多く、原案に戻り、採択の討論はなく、起立により採決を諮った結果、全会一致により陳情第8号、利根商業高校の税理士専門コース新設に関する陳情書は不採択すべきものと決定されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（石坂 武君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第8号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて陳情第8号の質疑を終結いたします。

これより、陳情第8号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。
したがって、原案に戻り、採択について討論を行います。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて陳情第8号の討論を終結いたします。

陳情第8号、利根商業高校の税理士専門コース新設に関する陳情書を起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。
したがって、原案に戻り、採択について採決いたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(石坂 武君) 起立少数であります。

よって、陳情第8号、利根商業高校の税理士専門コース新設に関する陳情書は不採択することに決定されました。

日程第5 議案第90号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について

議案第91号 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第92号 令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(石坂 武君) 日程第5、議案第90号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)から議案第92号、令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの3件を一括議題といたします。

本案については、過日の本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第90号について質疑はありませんか。

阿部君。

8番(阿部 清君) 26ページ、道路新設改良費、町道高日向小日向線道路改良事業、法面改修工事費ということで1,000万円計上されています。

この工事は、今年6月議会補正予算で2,510万円計上され、進められている工事ですが、今回新たに1,000万円追加となりました。工事費が追加になった理由と、もう一点、この工事、以前の説明では、片側通行で工事を行うことで説明受けたんですが、現在、全面通行止めで工事を進めています。いつ頃までの工事になるのか、工期を教えてください。

議長(石坂 武君) 地域整備課長。

(地域整備課長 林 昇君登壇)

地域整備課長（林 昇君） 質問にお答えいたします。

当初、先ほど議員のおっしゃられたとおりの形で、6月議会に提案させていただいた工事なんですけれども、こちらについてはJRとの近接工事という形になっておりまして、JRと協議を進めていった結果、10月13日に高崎土木技術センターのほうから工事についての承認をいただくと同時に、安全対策を取れということで、法面の伐採、それから落石ネット等の工事を追加するよう指示がなされました。そのための事業費の増高ということで、1,000万円の追加とさせていただいております。

それからあと、通行止めの関係なんですけれども、前回のときにお答えしたとおり、施工業者が決まっておりますので、できるだけ片側通行、しかしながら、工事の方法によって全面通行止めというような説明をさせていただいたと思うんですけれども、その中でやはり、大型の機械を入れて土砂等を下に下ろすものですから、全面通行止めでやらせていただきたいというようなお話をいただいております。

工期については2月いっぱい、今のところは予定させていただいている状況です。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

阿部君。

8番（阿部 清君） 工期2月いっぱいということで、今説明いただいたわけなんですけれども、この路線、除雪対象路線ですが、高日向側から行くと民家のない場所ですが、小日向側からは工事区間手前まで民家があります。除雪はその区間全面やるのか、民家があるところまでにするのか、その辺の対応をお伺いします。

議長（石坂 武君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 除雪におきましては、民家があるところまでは一応町のほうでやると。

あと、工事業者さんについては、多分そこから先を、工事のやり方において除雪をするというような形になろうかと思えます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

小林君。

12番（小林 洋君） 12ページ、温泉施設費の光熱費なんですけれども、遊神館の光熱費138万円、これ、遊神館の電気料の高騰に伴う追加だと思うんですけれども、遊神館は事業体系になっていると思うんですけれども、その辺の価格に転嫁していくとか、容量を上げるとか、そういう考えは今のところあるんでしょうか。

議長（石坂 武君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

遊神館の光熱費、電気料900万円の件でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、電気料が実績ベースで、昨年より約40%増ということでございます。また、冬期も非常に電気の使用が多くなることから、予算を計上させていただいているものでございます。

現状、コロナ禍ということもございまして、遊神館につきましては閉館時間を1時間繰り上げて、8時までの営業で節電にもつなげるような形で行っております。今後の誘客で利用率を上げるということなんですけれども、実際に遊神館が、令和4年度11月末で3万2,557人の利用者がございます。令和3年度11月末は3万116人ということで、コロナ禍でありますけれども、プラスになっているような状況でございます。

今後も、地域の方たちと色々なイベント等も企画しながら、集客をしていきたいと思っております。

価格転嫁のことにつきましては、遊神館はヒートポンプを使っておりまして、非常に電気に頼る部分が多いところがございますので、この高騰に伴いまして、検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

小林君。

12番（小林 洋君） 引き続きなんですけど、24ページ、5番観光センター費、1階管理運営事業、これも電気料金高騰の理由だと思うんですけども、1階のそういった光熱費のテナントとか、そういうのを足しますよね、そういう分担とかというのはあるんでしょうか。

議長（石坂 武君） 観光商工課長。

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

観光センター1階管理運営事業の138万円の電気料増額につきましても、電気料が1.5倍くらいの高騰ということになっております。

ご質問のテナントからは毎月全体の電気料を面積で案分して、その電気料を頂いているような状況でございます。

以上でございます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

次に、議案第91号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結いたします。

次に、議案第92号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。

議長（石坂 武君） これより、議案第90号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第90号の討論を終結いたします。

議案第90号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） 議案第91号、令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより、議案第92号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第92号の討論を終結いたします。

議案第92号、令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号、令和4年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（石坂 武君） 日程第6、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長会委員長より申出のあった閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第7 字句等の整理委任について

議長(石坂 武君) 日程第7、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

議長(石坂 武君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

町長閉会挨拶

議長(石坂 武君) 閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月6日に開会いたしました本定例会におきましては、条例改正、補正予算等の重要案件につきまして滞りなく議了いただきましたことに、まずもって感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

特に、雪下ろし命綱固定アンカー設置補助事業につきましては、議員各位のご理解を賜り、事業を開始する準備が整いました。除雪時の安全対策として、多くの町民の方々にご利用いただけるよう、来季の降雪時までには周知をしながら、皆様方に喜んでいただける事業展開ができればと考えております。

また、審議の間に、一般質問等を通じていただきました貴重なご意見及びご提言につき

ましては、十分にこれを検討し、今後の行政運営に努めていく所存でございます。

さて、本年も残すところ、あと僅かとなりました。寒さ厳しい折から、議員各位にはご自愛いただき、来る年がよりよき年になりますよう心よりご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

議長閉会挨拶

議長（石坂 武君） 閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

会期中は、常に熱心な審議をしていただくとともに、各委員会におきましても慎重審議に努めていただきました。結果、今期定例会において予定されました案件全てを議了していただき、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

今年も残すところ僅かとなりましたが、各位におかれましては、体調管理に十分留意され、輝かしい新年を迎えていただきたいと思います。

結びに、議員各位並びに町長をはじめ当局の皆様方に感謝を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

閉 会

議長（石坂 武君） これにて、令和4年第9回（12月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

（ 9時54分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月14日

みなかみ町議会議長 石 坂 武

署名議員 3番 石 坂 欣 也

署名議員 10番 高 橋 久 美 子